

五泉市学校給食調理業務に係る委託業者選定要領

(目的)

第1条 この要領は、五泉市学校給食調理業務受託業者を選定するための事務の取り扱いについて、必要事項を定めるものとする。

(実施方法)

第2条 選定は、プロポーザル方式で行う。

(定義)

第3条 この要領におけるプロポーザル方式とは、市が学校給食調理業務委託の受託業者を選定する場合において、応募意思表明書提出者から当該業務に係る業務提案書（以下「提案書」）を受け、当該業務提案書の評価を行い必要に応じヒアリングを実施し、当該業務に最も適した受託者を選定する方式をいう。

(委員会)

第4条 プロポーザル方式による学校給食調理業務の受託候補者の審査は、五泉市学校給食調理業務受託業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、厳正かつ公正に行う。

2 委員会は、以下の者を委員とし市長が任命する。

- (1) 五泉市副市長
- (2) 五泉市教育長
- (3) 五泉市総務課長
- (4) 五泉市企画政策課長
- (5) 五泉市財政課長
- (6) 五泉市学校教育課長
- (7) その他市長が適当と認める者

3 委員長は副市長をもって充てる。

4 委員会の事務局は、学校教育課に置く。

5 委員会は、委員長が招集し委員長を会議の議長とする。

6 委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、委員長の決定するところによる。

8 前各号に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

(秘密の保持及び助言の禁止)

第5条 委員は審査にあたり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 委員は応募意思表明書及び提案書を提出しようとする者に対し、一切の助言を行ってはならない。

(条件等)

第6条 業務委託の条件等は、仕様書で定めるものとする。

(提案書)

第7条 委員会は、提案書提出者に対して、次の各号に掲げる項目について提案書の作成を求める。

- (1) 会社概要
- (2) 調理関係業務の実績
- (3) 学校衛生管理上の事故及び対応状況
- (4) 受託にあたっての考え方
- (5) 調理員の配置と概算経費について
- (6) その他当該業務に必要な事項

(提案書の作成)

第8条 提案書の作成要項には、次の各号に掲げる項目を記載し募集する。

- (1) 事業の目的及び予算概要
- (2) プロポーザル方式で提案を求める趣旨
- (3) 提案書の作成及び記載上の留意事項
- (4) 当該プロポーザルに関する問合せ方法
- (5) 提案書提出者及び提案書を審査するための基準
- (6) 審査に関する事項
- (7) 審査結果の通知に関する事項
- (8) 当該業務の契約に関する事項
- (9) その他必要と認める事項

(委員会による審査)

第9条 委員会は、提案の内容等について審査する。

- 2 委員会は、提案書及び提案書提出者を審査するために、提案書に記載されている事項について、提案書提出者に対しヒアリングを行う。
- 3 委員会は、提出された提案書が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、その提案書は無効とすることができる。
 - (1) 提案書に虚偽の記載がある場合
 - (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(選定)

第10条 市長は、委員会による審査を十分考慮したうえで、当該事業に最も適した受託候補者を選定する。

(選定結果の通知)

第11条 市長は、提案書提出者全員に、書面により、選定結果について通知する。

(公表)

第12条 審査の結果を公表することがある。

(随意契約に係る見積書の徴取)

第13条 第10条により決定した業務受託候補者を当該業務に係る随意契約の見積書の徴取の相手方とするものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、事務の取扱いに関し必要な事項は教育委員会学校教育課長が定める。

附 則

この要領は、平成24年1月12日から施行する。

平成26年 9月25日一部改正

平成29年10月 2日一部改正

令和5年9月29日一部改正